● 組合員・ご家族の皆様へお知らせ ●

① 70～74歳の方の窓口負担について

平成20年４月から70～74歳の窓口負担を１割⇒２割に見直されることになりましたが、24年３月までは、１割のまま据え置かれているところです。

今回、１割に据え置かれる特例措置が平成25年３月31日までのさらに１年間、継続されることに決まりました。

「高齢受給者証」（70～74歳の方に交付）は、「２割（平成24年３月31日までは１割）」となっていますので、新たな高齢受給者証を再交付しています。（ただし、現在、窓口負担が３割の方（現役並み所得者）は除きます。）

②『職別国保のしおり』を同封しています。

昨今の医療保険制度の見直しを受け、現在の国保制度に合った当組合の事業内容を１冊にまとめました。

たとえば、ご家族が就職した時、赤ちゃんが生まれた時、入院等により医療費が高額になった時などの手続き、あるいは健康保持・増進のための生活習慣病健診の助成や健康施設のあっせんなどの保健事業の内容など、いろいろな場面での手引書としてお役立てください。

③ 歯の健康セットの配付について

３月の保険証更新の際、歯の健康セットを配付しました。自分の歯で食べ物をよくかみ味わうことや歯科疾患を予防することは、全身の健康につながるとされています。特に歯周病は糖尿病・肺炎・心臓疾患などの病気と関わりがあると言われていますので未然に防ぎたいものです。日々の口腔内ケアをこれまで以上に徹底し、健やかな健康づくりに励んでみてはいかがでしょうか。

交通事故など第三者から傷害を受けた場合

◆本来加害者が支払うべきもの

交通事故などのように、第三者の行為によってけがをしたり病気になったりしたときは、被害者に重大な過失がない限り、かかった医療費は本来加害者が負担するべきものです。

しかし、加害者がすぐに損害賠償に応じてくれないときなど、さしあたっての病院への支払いに困ることになります。こういう場合、被害者の保険を使って治療を受けてもいいことになっています。

◆必ずすみやかに職別国保へ届け出を

保険で診療を受けたときは、加害者が負担するべき医療費を組合が一時立て替えているわけで、組合はあとで加害者または自賠責保険･任意保険の事業機関に対し、立て替えた医療費を請求しなければなりません。

そのため、第三者の行為による傷病の治療に保険を使ったときは、できるだけすみやかに組合へ届け出てください。また、組合から第三者行為に係る書類が届いたら、必ず期限内に返送してください。

◆示談の前に必ず相談を

保険で立て替えた医療費については、被害者と加害者の間で勝手に示談することはできないことになっています。また、交通事故などでは、後遺障害の危険もあり、安易な示談は禁物です。治療に保険を使ったときは、必ず示談の前に組合に相談してください。

※交通事故ではどんな小さな事故でも、必ず警察に届けましょう。

STOP! 振り込め詐欺

「振り込め詐欺」が急増中！

振り込む前に、ご家族や警察、金融機関などにご相談ください。

金融犯罪の番犬 BANK-KEN

オレオレ詐欺の手口

決してひとりでは振り込まない！

身内を騙った者から電話があり、

緊急事態を告げて振り込みを急がせます。

後日、本人に確認して詐欺にあったことが発覚します。

現在、「振り込め詐欺救済法」に基づく被害金支払の手続が行われています。
被害に遭われた方は、振込先の金融機関へご連絡ください。

銀行協会職員等を騙る詐欺･･･全国で被害発生中!!

銀行協会職員などになりすまし、暗証番号などを聞き出したり、キャッシュカードを預かったりして、預金をだまし取る事件が全国で多発しています。

銀行協会職員などが暗証番号をお聞きしたり、カードをお預かりするようなことは一切ありません。

全国銀行協会・警察庁・都道府県警察

各種健康診査に関するお知らせ

○　一般健診の個人負担額の引き下げについて

従来、一般健診の個人負担額は5,700円としておりましたが、より多くの皆様に受診していただけるよう、本年度（24年度）から個人負担額を3,000円に改訂いたしました。

■　一般健診の概要

約35項目からなる総合的な健康診査です。特定健診、胸部Ｘ線検査、胃部Ｘ線検査、心電図検査なども含まれています。また、労働安全衛生法の法定健診項目も満たしています。

※　検査項目数　⇒　特定健診　＜　定期健診・レディース健診　＜　**一般健診**　＜　半日ドック

※　受診方法など、詳しくは所属支部までお問い合わせください。

○　40歳～74歳の特定健診対象者の皆様は以下にご注意ください。

■　半日ドック及び一般健診を受診される方

半日ドック及び一般健診の受診当日は、健診窓口で「被保険者証」、「半日ドック等利用申込書」、「特定健康診査受診券」（以下「特定健診受診券」）の３点が必要になりますので必ずご持参ください。

※　ただし、平成24年４月～６月（24年度の特定健診受診券が届くまでの間）に半日ドック及び一般健診を受診される方は、特定健診受診券は不要です。（後日、当組合から直接、医療機関へ受診券を送付するため）

■　健診補助制度の利用は年度内１回に限ります

当組合の健診補助制度を利用して健診をお受けになる場合は、「半日ドック」、「一般健診」、「定期健診」、「レディース健診」、「特定健診」の５種類のうち、年度内にいずれか１回の受診に限ります。

生活習慣病健診を受けましょう

お知らせ　ジャスト健診（無料）のご案内

当組合では35歳以上の組合員・ご家族を対象に年度内１回に限り、半日ドックを１万円、一般健診を３千円で受診していただけるよう健診補助を行っておりますが、40、50、60、70歳の節目到達者はジャスト健診として無料で受診していただくことができます。対象となられる方は是非この機会にご受診ください。

24年度（平成24年４月１日～平成25年３月31日）にジャスト健診の対象となられる方は次のとおりです。

40歳……昭和47年４月１日～昭和48年３月31日生れ
50歳……昭和37年４月１日～昭和38年３月31日生れ
60歳……昭和27年４月１日～昭和28年３月31日生れ
70歳……昭和17年４月１日～昭和18年３月31日生れ

なお、同時に脳・肺ドックを受診される場合には、各１万円（検査の場合は５千円）が自己負担として加算されます。

注意　対象の方は必ず24年度（平成24年４月１日～平成25年３月31日）中に受診していただくことが必要です。

平成22年度 特定健診受診率速報値（3月1日現在）

受診者数　892名　　受診率　25.9%（目標値60%）

平成 23 年度の特定健診・特定保健指導は、健診 60%・保健指導 40%を目標として実施してまいりましたが、平成 24 年３月１日現在の速報値【表１】は、健診実施率 25.9%、(保健指導は集計中）で、前年度同月比で 2.3 ポイントの増加にとどまっています。

また、先般、厚生労働省から全国の特定健診･特定保健指導の実施率【表２】が公表されましたが、当組合においては 21 年度に引き続き 22 年度も全国平均を下回る結果となりました。本年度(24 年度)からは国の定めた目標値に対する実績評価が開始され、実施率の低い保険者は後期高齢者医療制度への支援金が加算される予定になっています。健全な組合財政を保つためには、皆様お一人お一人の受診協力が必要ですので、特定健診は毎年１回、特定保健指導は対象となられた方、それぞれ必ず受診していただきますようお願い申し上げます。

【表１】職別国保実施目標及び実績値

項目＼年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
特定健診目標値	20%	30%	50%	60%	70%
特定健診実施率	30.1%	27.6%	34.3%	25.9%	—
保健指導目標値	10%	20%	30%	40%	45%
保健指導実施率	0%	2.2%	4.9%	—	—

※平成 23 年度は速報値　　※平成 24 年度の数値は国の定めた目標値

【表２】全国及び保険者種類別の実施率

	全 国	市町村国保	国保組合	全国健康保険協会	組合健保	船員保険	共済組合
平成22年度	43.3% (13.7%)	32.0% (20.9%)	38.6% (7.7%)	34.5% (7.3%)	67.6% (14.8%)	34.7% (6.6%)	70.9% (10.4%)
平成21年度	41.3% (12.3%)	31.4% (19.5%)	36.1% (5.5%)	31.3% (7.3%)	65.0% (12.2%)	32.1% (5.8%)	68.1% (7.9%)

※平成 22 年度は速報値　　※（　）内は保健指導実施率

平成 24 年度 特定健診・特定保健指導が始まります

平成 24 年度の特定健診がはじまります。受診の際に必要となる特定健康診査受診券（黄色の厚紙）は 6 月上旬に対象者お一人お一人に送付いたしますので、ご受診されるまで大切に保管してください。

※下記はサンプルです。お手元に届きましたら必ずご確認ください。

受診券送付用封筒

受診券（表）

受診券（裏）

平成24年度特定健診のご案内は最終ページ（P16）をご覧ください